

いわゆる「民泊」事業を行われる皆様へ

○民泊^{※1}を行う場合は、水質汚濁防止法の届出等が必要な場合があります。

※1：住宅宿泊事業法（平成30年6月15日施行）に基づく住宅宿泊事業

○民泊事業をお考えの方は、施設所在地を管轄する県立保健所（長崎市、佐世保市の場合は各市）へ必ず事前にご相談ください。

（水質汚濁防止法の相談窓口は裏面をご覧ください。）

◆次の①、②のいずれにも該当する場合は、水質汚濁防止法に基づく届出が必要です。

①「特定施設」を1つ以上設置する（している）場合

●いわゆる「民泊」を行う家屋内の「台所」や「浴室」などは、水質汚濁防止法の「特定施設」（ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設）に該当します。

②事業場から公共用水域に排水（雨水を含む。）を排出する場合

●「公共用水域」とは、公共目的で利用される水域のことで、河川、湖沼、沿岸海域、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路などをいいます。

◆必要な届出は次のとおりです。

①平成30年6月14日までに住宅宿泊事業法の届出をした場合

⇒7月15日までに特定施設使用届出書を提出

②平成30年6月15日^{※2}以降に住宅宿泊事業法の届出をした場合

⇒設置する60日前までに特定施設設置届出書を提出^{※3}

※2：住宅宿泊事業法施行日

※3：実施の制限期間短縮願の提出により短縮できる場合あり

【民泊を行う場合に該当する特定施設について】

1 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設

（水質汚濁防止法施行令（以下「施行令」という。）別表第一 66の3）

2 特定事業場（特定施設を設置する事業場）から排出される水の処理施設
（施行令 表第一 74）

旅館業法第3条第1項に基づき都道府県知事から営業の許可を受けた者だけでなく、住宅宿泊事業法に基づく民泊を行う施設も旅館業法第2条第1項に規定する旅館業の対象に含まれます。

*水質汚濁防止法に基づく届出に関するお問い合わせ先は裏面をご参照ください。

水質汚濁防止法の相談窓口

施設が所在する市町	担当部署	電話番号
西海市	西彼保健所衛生環境課 (長崎市滑石 1-9-5)	095-856-5022
長与町		
時津町		
諫早市	県央保健所環境課 (諫早市栄田町 26-49)	0957-26-3305
大村市		
東彼杵町		
川棚町		
波佐見町	県南保健所衛生環境課 (島原市新田町 347-9)	0957-62-3288
島原市		
雲仙市		
南島原市	県北保健所衛生環境課 (平戸市田平町里免 1126-1)	0950-57-3933
平戸市		
松浦市		
佐々町	五島保健所衛生環境課 (五島市福江町 7-2)	0959-72-3125
五島市		
小値賀町	上五島保健所衛生環境課 (南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17)	0959-42-1121
新上五島町		
壱岐市	壱岐保健所衛生環境課 (壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5)	0920-47-0260
対馬市	対馬保健所衛生環境課 (対馬市巖原町宮谷 224)	0920-52-0166
長崎市	長崎市環境政策課 (長崎市桜町 2-22)	095-829-1156
佐世保市	佐世保市環境保全課 (佐世保市稲荷町 1-8)	0956-26-1787
(その他問い合わせ)	長崎県地域環境課 (長崎市尾上町 3-1)	095-895-2356